



朴槿恵政権のFTA政策 － 韓中FTAとTPPへの対応を中心に －

ITIメガFTA研究会報告（1）

国際貿易投資研究所 客員研究員 百本和弘

2016 年 4 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

目 次

要旨	1
はじめに	1
第 1 節 「FTA 大国」に躍進した韓国.....	2
第 2 節 朴槿恵政権の FTA 政策.....	3
1. 相次ぐ FTA の妥結・発効	3
2. 経済革新 3 カ年計画と新 FTA 推進計画	4
第 3 節 韓中 FTA の発効と概要.....	7
1. 韓中 FTA 交渉の経緯.....	7
2. 韓中 FTA による関税譲許の内容	8
3. 韓中 FTA に対する韓国国内の評価.....	11
第 4 節 TPP 大筋合意と韓国政府の対応	12
1. 政府の TPP への対応策	12
2. 韓国の TPP 参加問題に関する韓国国内の見方.....	15
<参考文献>	17

朴槿恵政権の FTA 政策

― 韓中 FTA と TPP への対応を中心に ―

日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 主査

（一財）国際貿易投資研究所 客員研究員

百本 和弘

要旨

- ・ 2013 年 2 月に発足した朴槿恵政権下で、韓国はオーストラリア、カナダ、ニュージーランド、中国、ベトナムと FTA 交渉を妥結させた。韓中 FTA は相手地域・国の経済規模の面で、韓国 EU・FTA や韓米 FTA に並ぶ大型 FTA である。中国以外の FTA 締結国は全て TPP 交渉参加国である。
- ・ 韓中 FTA は関税自由化率が相対的に低い。韓中 FTA 発効による対中輸出効果は短中期的には限定的であるが、10 年超の長期では一定の効果が期待できる。韓中 FTA に対する韓国国内の評価には幅が見られる。
- ・ 韓国が交渉参加していない TPP が大筋合意・署名されたことは韓国のメガ FTA 政策に影響を与えよう。今後、韓国が TPP に参加しないケースでも、参加するケースのいずれでも懸念材料がある。

はじめに

韓国が積極的に FTA を締結する方針を明確にしたのは 2003 年のことであり、出遅れ感もあった。しかし、その後は韓国 EU・FTA、韓米 FTA など、世界の主要地域・国と一気に FTA を締結し、今では世界の代表的な FTA 先進国の 1 つになった。現在の朴槿恵（パク・クネ）政権になってからは、中国との FTA 交渉が 2014 年 11 月に実質的妥結が宣言され、2015 年 12 月に発効したのが特に大きな動きであった。ところで、現在まで韓国政府は二国間 FTA に対して積極的であったのに対して、メガ FTA に関しては積極策が取られたとは必ずしもいえないであろう。それを象徴するのが 2015 年 10 月に大筋合意され、2016 年 2 月に署名された TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に韓国は参加しておらず、

出遅れた。

本稿では朴政権下での FTA 政策について、特に、韓中 FTA と、TPP への対応の 2 点に焦点を合わせ、論じることを目的としている。

第 1 節 「FTA 大国」に躍進した韓国

かつての韓国は世界貿易機関（WTO）一辺倒で、FTA 政策では出遅れていた。しかし、盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権時の 2003 年に「FTA 推進ロードマップ」を策定し、FTA 交渉を積極化する方針を打ち出した。その結果として、韓国 EU・FTA（2011 年 7 月発効）、韓米 FTA（2012 年 3 月発効）、韓中 FTA（2015 年 12 月発効）など、14 の FTA が発効し、チリ、ペルー、メキシコなどと並ぶ世界の「FTA 大国」に躍進した（表 1 参照）。

表 1 韓国の FTA ネットワーク

政権	発効		署名			
盧武鉉	韓国チリFTA	2004年4月1日 発効				
	韓国シンガポールFTA	2006年3月2日 発効				
	韓国EFTA・FTA	2006年9月1日 発効				
	韓国ASEAN・FTA	物品貿易協定 2007年6月1日 発効(注1)				
李明博	韓国インドCEPA(注2)	2010年1月1日 発効				
	韓国EU・FTA	2011年7月1日 発効				
	韓国ペルーFTA	2011年8月1日 発効				
	韓米FTA	2012年3月15日 発効				
朴槿恵	韓国トルコFTA	基本協定、物品貿易協定 2013年5月1日 発効(注3)			韓国コロンビアFTA	2013年2月21日 署名
	韓国オーストラリアFTA	2014年12月12日 発効				
	韓国カナダFTA	2015年1月1日 発効				
	韓国ニュージーランドFTA	2015年12月20日 発効				
	韓中FTA	〃				
	韓国ベトナムFTA	〃				
交渉中		交渉再開の条件整備	交渉準備のための共同研究			
日中韓FTA		韓国インドネシアCEPA(注2)	韓国MERCOSUR・FTA			
東アジア地域包括的経済連携(RCEP)		日韓FTA	韓国イスラエルFTA			
韓国・中米FTA		韓国メキシコFTA	韓国マレーシアFTA			
韓国エクアドルSECA(注2)		韓国GCC・FTA				

注1: サービス貿易は2009年5月1日に、投資分野は2009年9月1日にそれぞれ発効。

注2: CEPA＝包括的経済連携協定、SECA＝戦略的経済協力協定。

注3: サービス・投資協定は2015年2月26日に署名。

資料: 産業通商資源部ウェブサイトより作成

韓国が FTA 締結に邁進したのは、輸出依存度が高い韓国としては急速に広がる世界の FTA 化の波に乗り遅れるわけにはいかないとの強い危機感があったためである。その一方、競争力の弱いセクターへの対策も抜かりがない。特に農業については、コメは全ての FTA で譲許除外（輸入に関する一切の約束をしないという意味）とし、コメ以外の競争力が相対的に低い農産品については、10 年間を超える長期の関税撤廃期間の設定、セーフガードの設定などを FTA 協定に盛り込み、短中期的な打撃を回避している。また、農業の生産性向上に取り組む一方で、FTA 締結相手国からの輸入増加による価格低下に対しては、一定の条件下で農家に所得補填や廃業支援金を支給している。

第 2 節 朴槿恵政権の FTA 政策

1. 相次ぐ FTA の妥結・発効

2013 年 2 月に朴政権が発足した。政権発足当初、韓国の識者の間では、朴政権下では FTA 交渉速度が減速するとの見方があった。朴政権になってから、通商部門が旧・外交通商部（現・外交部。日本の外務省に相当）から現・産業通商資源部（旧・知識經濟部。日本の経済産業省に相当）に移管されたためである。この通商部門の移管により、FTA 交渉において産業界の声を反映する傾向が強まる一方で、業界の調整に時間が掛かる結果、FTA 交渉の速度は低下するという見立てであった。しかし、現実には、朴政権下でも FTA 交渉速度は低下せず、前政権までと同様に、新たな FTA の締結・発効が相次いだ。具体的には、まず、李明博（イ・ミョンバク）前政権時に署名されたトルコとの FTA（基本協定、物品貿易協定）が 2013 年 5 月に発効した。ついで、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドといった農業大国との FTA 交渉が相次いで妥結、発効した。アジアでは中国、ベトナムとの FTA 交渉が妥結、発効した。

朴政権の下で交渉が妥結し発効した FTA に関して、次の 2 つの点が注目される。第一に、将来の TPP 締結交渉への参加を見越してなのか、TPP 交渉参加国との二国間 FTA 交渉を急いだ感があることである。韓国政府は TPP について 2013 年 11 月に交渉参加関心表明を行い、交渉に参加している各国との予備交渉に入った。オーストラリア、カナダ、ニュージーランドとの FTA 交渉は、韓国の TPP 締結交渉関心表明以降に急速に進展した。さらに、ベトナムとの FTA 交渉も妥結、発効に至った。以上の結果、韓国は FTA 締結交渉参加の

12 カ国のうち、日本とメキシコを除く 10 カ国と FTA 交渉が妥結、発効し、将来、TPP 締結交渉に参加する場合のハードルを低めたといえる。

第二に、韓中 FTA 交渉が朴大統領の強力なリーダーシップの下で妥結し、発効したことである。韓中 FTA は、FTA 締結相手地域・国の経済規模を考えると、韓国 EU・FTA や韓米 FTA に匹敵する大型 FTA といえる。ただし、自由化の水準は韓国 EU・FTA や韓米 FTA に比べ低いため、韓国ではその評価に賛否もある。

2. 経済革新 3 カ年計画と新 FTA 推進計画

(1) 経済革新 3 カ年計画における FTA 政策

朴政権が政権発足から TPP 大筋合意（2015 年 10 月）までに発表した FTA 政策を時系列に沿って整理すると次のとおりである。

韓国政府は朴政権発足間もない 2013 年 6 月に「新しい政府の新通商ロードマップ」を発表した。冒頭の「発表対策の骨子」で 4 項目を挙げているが、そのトップとして「開放型通商政策の基調の下で FTA ネットワークを拡大」を挙げ、FTA 推進を重視する姿勢を示した。その上で、「韓中 FTA 推進など、東アジア地域経済統合の要の役割を遂行」とし、韓中 FTA の交渉推進をとりわけ重視した。さらに、「同時に新興国、資源国とのウィンウィン型 FTA を推進」「FTA 締結と連携した補完対策を強化し、国民の FTA 体感効果を向上させる」と決意を示した。本文でも同様の表現がなされている。「発表対策の骨子」に明記されていない点としては、従来の政権と同様に FTA 交渉を推進するものの、産業界との連携をより強化するとの基本姿勢を明らかにしていること、「中国中心の東アジア統合市場と米国主導の環太平洋統合市場を連結する要の役割を果たす」とし、「要」の内容を具体化していることが挙げられる。なお、TPP については「巨大市場活用の可能性、国内への影響を十分に検討する」「日米など TPP 交渉参加国と情報交換を強化する」との記述にとどまっている。

ついで、2014 年に入り、韓国政府は「経済革新 3 カ年計画」を発表した。これは『「経済革新 3 カ年計画」推進方向』（2014 年 1 月）、朴大統領の談話（同年 2 月）、『「経済革新 3 カ年計画」細部実行課題』（同年 3 月）と段階的に具体化された。経済革新 3 カ年計画は朴政権の経済政策全体の基本となるもので、3 つの「推進戦略」と、推進戦略を細分化した 9 つの「課題」¹ が提示された。そのうち、FTA 政策は「推進戦略『ダイナミックな革新経済（創造経済）』、課題『海外進出の促進』」の中に組み込まれた。

『経済革新 3 カ年計画』細部実行課題』では「戦略的 FTA 活用の極大化」というタイトルの下で、「FTA 市場規模（FTA 締結国の GDP が全世界の GDP に占める割合）を 70%以上に拡大させる、FTA 活用を高める対策を講じる」といった課題を提示した。その上で、「FTA 市場規模」に関連しては、「韓中 FTA はもちろん、（カナダ・オーストラリア・ニュージーランドの）英連邦 3 カ国、ベトナムなど、戦略国家との FTA を早期に締結・発効させる」とした。韓中 FTA を始めとして、これら FTA はその後、全て発効し、すでに当時の目標を達成している。他方、後段の「FTA 活用を高める対策を講じる」については、原産地証明負担の緩和など、中小企業の FTA 活用の利便性を高める」とし、具体的な対策を列記した。企業の FTA 活用の推進もまた、後述するように、多くの FTA で輸出時の FTA 活用率（輸出入総額に占める FTA 締結国との輸出入額の割合）が 80%程度になるなど、かなりの成果を上げているものと評価すべきである。

なお、この計画には TPP などのメガ FTA に関する言及はみられなかった。

（2）新 FTA 推進戦略

2015 年になると韓国政府は 4 月に「新 FTA 推進戦略」をプレス発表した（韓中 FTA は前年 11 月にすでに交渉の実質的妥結が宣言されている）。政府では「今回の発表は 2013 年 6 月に発表した『新通商ロードマップ』を具体化したもの」と位置づけ、①TPP、RCEP などメガ FTA への積極的な対応、②締結済みの FTA の改善、③新興有望国市場を狙った新規 FTA の推進、の 3 つの政策を掲げた。このうち、メガ FTA に関しては、「米国・EU・中国の 3 大巨大経済圏との FTA が締結されてから、TPP、RCEP などメガ FTA に対する関心が高まっている」「既存の FTA プラットフォームを土台に地域経済統合の要の役割を果たし、国益と実利を最優先にメガ FTA に積極的に対応する」「各メガ FTA 別に交渉の進展状況とわが国経済に対する波及効果などを総合的に考慮し、差別化した対応戦略を進める」と述べた。ただし、TPP をはじめとした個々のメガ FTA についてはそれ以上の踏み込んだ内容は盛り込まれていない。

（3）FTA カバー率と韓国企業の FTA 活用率

ところで、韓国政府が経済革新 3 カ年計画で提示していた FTA 政策課題は、すでになりに達成されているとみるべきであろう。関税庁の発表（2016 年 2 月 1 日）によると、韓国

の FTA カバー率（輸出入総額に占める FTA 締結国との輸出入額の割合）は上昇を続け、2010 年の 14.7%から 2015 年には 67.3%に達している。また、同じ資料によると、2015 年の韓国企業の FTA 活用率は輸出 71.9%、輸入 70.2%に達している（表 2 参照）。筆者が 2015 年 11 月に話を聞いた韓国の FTA 専門家は「輸出時の FTA 活用率は 80%程度に達すると、それ以上はなかなか上昇しない。原産地管理のコスト・手間のために FTA を活用しない企業がどうしても残るため」と述べていた。その意味で、韓国 EU・FTA や韓米 FTA を始めとした多くの FTA では、韓国企業に FTA 活用はかなり浸透しており、大きな課題は残されていないものと評価できよう。

表 2 協定別 FTA 活用率

単位：％、ポイント

FTA発効地域・国	2014年		2015年		増減(2015年－14年)	
	輸出活用率	輸入活用率	輸出活用率	輸入活用率	輸出活用率	輸入活用率
チリ	80.5	98.3	80.7	98.8	0.2	0.5
EFTA	79.6	41.6	80.4	43.7	0.8	2.1
ASEAN	37.0	73.8	42.5	75.4	5.5	1.6
インド	56.3	67.0	62.4	73.1	6.1	6.1
EU	85.3	66.8	85.3	71.0	0.0	4.2
ペルー	90.5	89.2	83.6	90.6	-6.9	1.4
米国	76.2	66.0	79.1	67.5	2.9	1.5
トルコ	72.7	64.4	79.1	69.1	6.4	4.7
オーストラリア	—	—	69.7	63.5	—	—
カナダ	—	—	79.9	61.2	—	—
全体	69.2	68.0	71.9	70.2	2.7	2.2

注：「輸出活用率」は、輸出申告書による原産地証明書発給輸出額／特惠関税品目の輸出額。

「輸入活用率」は、実際に特惠関税が適用された輸入額／特惠関税品目の輸入額。

資料：関税庁「2015年自由貿易協定(FTA)発効国との貿易動向」(2016年2月1日)

韓国企業の輸出における FTA 活用率が高いのは、韓国政府・各経済団体の積極的な FTA 活用促進策が奏功したことが大きい。FTA 活用促進策は多岐にわたっており、全容を簡潔に説明することはできないが、例えば、中小企業向けに FTA 関連のセミナーやコンサルティングを実施する「FTA 貿易総合支援センター」の設立、製品の原産地判定や原産地証明書発行を行うプログラム「FTA-PASS」の無料配布、FTA 専門の相談窓口「FTA コールセンター1380」の設置などを行ってきた。筆者が韓国の識者に聞いても「中小企業の FTA 活用総促進のために政府はあらゆる努力をしている」と高く評価する声が多かった。

ただし、発効から年月が経過しているにもかかわらず FTA 活用率の低い韓国 ASEAN・FTA、韓国インド FTA については、なお課題が残されている。

第 3 節 韓中 FTA の発効と概要

1. 韓中 FTA 交渉の経緯

韓国にとって中国との FTA は、締結相手地域・国の経済規模の面で、EU、米国との FTA に並ぶ大型 FTA と位置づけられている。

韓中 FTA の発端は、2004 年 9 月に両国の通商担当長官会談で民間共同研究の推進で合意したことにある。民間共同研究終了後、舞台は産官学共同研究に移された。当時、韓中 FTA 締結に積極的な中国に対して、韓国は消極的とも見られていた。中国からの輸入増加により、EU、米国との FTA とは比較にならないほどの影響が韓国国内の比較劣位産業に及ぶことを危惧したためとされている。しかし、その後、2012 年 1 月の韓中首脳会談で、韓中 FTA 交渉開始に必要な国内手続きを踏むことで合意された。韓国が韓中 FTA 交渉入りを決断した理由の一つとして、前年 12 月の北朝鮮・金正日総書記の死去があったとも見られている。北朝鮮が経済を大きく依存している中国を通じて北朝鮮に対する影響力を行使しようとする韓国政府にとって、中国との一層の協調が必要となったため、中国が積極的だった韓中 FTA 締結交渉を開始する決断を下したという見立てである。2012 年 5 月に FTA 締結交渉の開始が宣言され、さっそく第 1 回交渉が行われた。

韓中 FTA 締結交渉は 2 段階に分けられた。第 1 段階では物品貿易、サービス貿易、投資など各分野におけるモダリティー（適用されるルールや自由化の方式・水準）についての交渉が進められ、7 回の交渉を経て 2013 年 9 月に終了した。その結果、物品貿易分野では品目グループ別分類方式と関税撤廃率の水準で双方が合意した。前者の品目グループ別分類方式は、①即時撤廃を含め発効後 10 年以内に関税を撤廃する「ノーマルトラック」、②発効後 10 年超 20 年以内に関税を撤廃する「センシティブトラック」、③譲許除外・関税割当・季節関税設定・関税引き下げなどの「高度センシティブトラック」の 3 区分とすることになった。他方、後者の関税撤廃率は、「ノーマルトラック」「センシティブトラック」の合計で品目数ベース 90%、輸入額ベース 85%とすることになった。

続いて、第 2 段階では合意したモダリティーに沿って各分野について交渉が行われた。

第2段階も7回の交渉を経て、2014年11月の韓中首脳会談に合わせて実質的妥結が宣言された。その後、2015年2月に仮署名、同年6月に署名がそれぞれ行われ、同年12月に発効した。

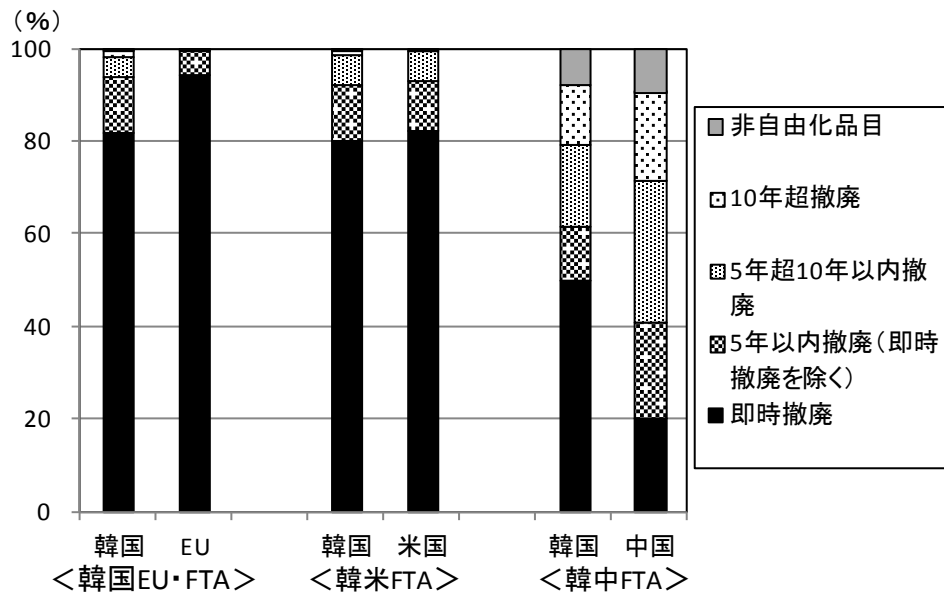
2. 韓中 FTA による関税譲許の内容

(1) 10 年以内に関税撤廃される品目数は全体の 70% 台

韓中 FTA は物品貿易、サービス・投資、ルール・協力など幅広い分野を取り扱っている。韓国政府は「中国が今までに締結した FTA の中で最も包括的であり、通信、金融サービス、電子商取引は中国の締結済みの FTA の中で初めて独立した章を設けた」（2014 年 11 月 10 日付け）と述べている。しかし、関税譲許内容をみる限り、韓国 EU・FTA や韓米 FTA といった先進国と締結した FTA に比べると、韓中 FTA は低いレベルにとどまっている。そこで以下では関税譲許に限定して韓中 FTA の内容を概説する。

FTA 発効と共に関税が即時撤廃された品目数が全品目数に占める割合をみると、韓国側 49.9%、中国側 20.1%にとどまった（図 1）。ちなみに、同割合は、韓国 EU・FTA では韓国側 81.7%、EU 側 94.0%、韓米 FTA では韓国側 79.9%、米国側 82.1%に達している。また、FTA 発効後 10 年以内に関税が撤廃される品目数が全品目数に占める割合をみると、韓国 EU・FTA や韓米 FTA では 98～99%台と、ごく一部の品目を除き関税が撤廃されるのに対し、韓中 FTA では韓国側 79.2%、中国側 71.3%にとどまっている。このように韓中 FTA の関税自由化が相対的に低い水準にとどまったのは、韓国にとって農水産品や中小企業の生産品目、中国にとって一部の製造業製品といったような比較劣位にある品目に関して、両国とも自国市場開放による影響の軽減に交渉の重点を置いたためである。

図 1 各 FTA の関税自由化率の比較（品目数ベース）



注:「非自由化品目」は関税引下げ、関税割当枠設定、季節関税、現行関税維持、譲許除外といった最終的に関税が撤廃されない品目（部分的な関税撤廃は含まれる）を指す。

資料: 韓国政府発表資料より作成

なお、韓国政府は対中輸出拡大を期待している品目として以下を挙げている（2015 年 2 月 25 日付けプレスリリース）。

- ①石油化学：イオン交換樹脂・高吸水性樹脂・ポリウレタンなど高付加価値製品、中国国内で供給不足のエチレンなどの基礎原料。
- ②鉄 鋼：冷延鋼板など。
- ③機 械：農業機械部品、環境汚染低減装置・高級食品包装機械など。
- ④電気電子：炊飯器・洗濯機・冷蔵庫・エアコン・真空掃除機などの中小型生活家電、歯科用レントゲン機器などの医療機器。
- ⑤織 維：織物類、機能性衣類（アウトドア用）、子供服、その他のフォーマル・カジュアル衣類。
- ⑥農水産品：ラーメン、混合調味料、ビスケット、飲料、ノリ、ワカメ、アワビ、ナマコなど。

(2) 中国の対韓輸入上位 50 品目の譲許内容

2014 年の中国の対韓輸入上位 50 品目（HS8 桁ベース。これら 50 品目で対韓輸入総額の 71.1%を占める）について、中国側の関税譲許を確認すると次のとおりである（表 3）。

表 3 中国の対韓輸入上位 50 品目（HS8 桁ベース）の関税譲許

関税引下げ・撤廃のスケジュール		品目数	備考
協定発効時に即時撤廃	基準税率が0%	14	} 即時撤廃は16品目
	基準税率が0%以外	2	
発効時を含めX回の毎回均等な引下げでX年目の1月1日に撤廃	X=5	1	} 10年以内に撤廃する品目は多くない
	X=10	6	
	X=15	11	
	X=20	3	
発効8年目まで基準税率、9年目の1月1日を含め2回の均等な引下げで10年目の1月1日に撤廃		1	
基準税率のY%分を発効時を含めた5回、毎回均等に引下げ、5年目の1月1日に(100-Y)%にする	Y=8	2	} 最終的に関税は引下げにとどまり、撤廃されない
	Y=10	2	
	Y=20	2	
	Y=50	1	
基準税率を維持		5	FTAによる関税引下げ・撤廃なし

資料：韓中FTA協定文、グローバル・トレード・アトラスに基づき筆者作成

50 品目のうち 16 品目は韓中 FTA 発効と同時に関税が即時撤廃されたが、このうち 14 品目（HS84 類・HS85 類の機械・電気機器に集中）はもともと無税であり、輸入関税が課せられていたのは 2 品目にすぎない。その一方で、関税撤廃まで 15 年以上かかる品目や、関税引き下げにとどまる品目、関税が引き下げも撤廃もされない品目が少なくない。さらに、中国の対韓輸入上位 20 品目を個々にみても、現在、輸入関税が課せられている品目の中で FTA 発効 10 年以内に関税が撤廃されるのは、液晶パネル、ネフライト、ケロシン系ジェット燃料、プロピレン、エチレン程度である。このうち、対韓輸入第 3 位の液晶パネルは発効後 8 年、関税を据え置くという例外的な扱いになっていることから、中国側に関税撤廃への抵抗感が根強かったことが窺える（通常は発効以降、毎年均等に関税率を引き下げていく）。現在、サムスンディスプレイ、LG ディスプレイの韓国大手 2 社が相次いで中国で前工程を含めた液晶一貫生産の体制構築に動いていることだけを考えても、液晶パネルの関税が引下げ・撤廃されるより前に、韓国の対中液晶パネル輸出が中国生産品に代替されてい

く可能性がある。

このように、韓国の対中輸出上位品目については、10年以内の短中期的には韓中 FTA による輸出拡大効果は限定的なものにとどまろう。しかしながら、50 品目のうち有税の 36 品目の内訳をみると、24 品目は最終的には関税が撤廃され、7 品目は関税が引き下げられることから、10 年超の長期でみると、韓中 FTA により一定の関税引き下げ・撤廃効果が期待できよう。

3. 韓中 FTA に対する韓国国内の評価

韓国政府は韓中 FTA の意義として、①中国市場での先行できる機会の確保、②国内農水産業の懸念の払拭、③在中韓国系企業保護のための制度基盤強化、④FTA ネットワーク強化による外資誘致拡大、⑤東アジアの平和・発展への寄与、といった項目を挙げている（2014 年 11 月 10 日付けプレスリリース）。

その一方で、2014 年 11 月の実質的妥結宣言の直後から、韓国では韓中 FTA 交渉結果に対する賛否の声が巻き上がった。このうち、批判に関しては、拙速な合意だった、対中輸出拡大効果が疑問、対中輸入増加による国内農水産業などの打撃が懸念される、中国産食品の安全性が担保できない恐れがあるなど、さまざまな問題が提起された。最大の争点は、中国側の関税引下げ・撤廃による対中輸出効果をどう評価するかにある。これに関する批判の核心は、韓中 FTA の関税自由化率が低いために、主力産業の対中輸出増加がさほど期待できないというものである。その象徴が自動車（同部品を含む）である。韓米 FTA、韓国 EU・FTA ではいずれも FTA 発効による輸出増加額（製造業、発効後 15 年間平均）の 56% を自動車が占めると事前予想されていた（政府系シンクタンクによる）。これに対し、韓中 FTA では中国側は自動車をおおむね「高度センシティブ品目」に分類しているため、対中輸出増加効果は極めて限定的である。

筆者が韓国の FTA 専門家、中国専門家に話を聞いたところでは、「韓中 FTA は関税自由化率が低く、関税撤廃の速度も遅いレベルの低い FTA」という見解では一致していたが、これをどう見るかによって温度差もあった印象を受けた。

否定的に評価する専門家からは、中国側の関税自由化率が低いために対中輸出増加がさほど期待できない「ないよりはマシな FTA 程度」と手厳しい指摘も聞かれた。また、関税を撤廃する品目でも、撤廃まで 10 年超の長期間かかる品目が多い点も問題とされていた。

現在は韓国企業が優位でも 10 年を過ぎると韓中の競争力格差が縮小、または逆転し、対中輸出の可能性が閉ざされる可能性があるためである。

その半面で、韓中 FTA を肯定的に評価する見方も聞かれた。ある専門家は「韓中ともお互いが不利になる品目を関税撤廃の対象から除外した。しかし、『中間領域』の品目は関税が撤廃される」とし、生活用品家電、化粧品などの輸出増を期待していた。別の専門家は「韓国 EU・FTA や韓米 FTA は自動車メーカーをはじめとした大企業のための FTA だった。それに対し、韓中 FTA は中小企業が輸出増加を期待できる」と述べていた。同時に、通関手続きの迅速化をはじめとした非関税障壁が軽減されることが韓国企業にとって大きなメリットとの見解や、サービス産業での中国進出の道が開けるとの見解も聞かれた。

韓中 FTA が発効して間もないため、評価が固まってくるには、今後なお月日を要しよう。

第 4 節 TPP 大筋合意と韓国政府の対応

1. 政府の TPP への対応策

この間、韓国は二カ国間の FTA 交渉を積極的に進めてきたが、TPP については交渉参加を見送ってきた。韓国ではその一因として中国要因も指摘されている。すなわち、中国政府を意識して TPP 交渉に加わらなかった、TPP より韓中 FTA を優先させた、FTA 交渉担当者が韓中 FTA 交渉などに忙殺されたために TPP 交渉に加わる余力がなかった（それ以外の FTA 関連の業務が集中したことも含まれる）、といった見方がそれである。

韓国政府は TPP に対する初めてのアクションとして 2013 年 11 月に関心表明を行った。その直後の 2014 年 1 月から TPP 交渉参加 12 カ国との事前協議を行ってきた。その一方で、国内では、対外経済政策研究院（KIEP）など政府系シンクタンクが TPP による経済分析を行い、TPP 参加の場合には GDP が 1.7～1.8% 増加、不参加の場合には GDP が 0.12% 減少すると発表した²。さらに、公聴会、業種別懇談会、説明会などを開催してきた。

このような中で、2015 年 10 月の TPP 交渉大筋合意の報を受けて、韓国政府はどのように反応したのであろうか。

大筋合意を受け、産業通商資源部は「TPP、これが気になる」と題するプレス発表を行った（2015 年 10 月 7 日）。これは TPP に関する 6 項目の疑問点を Q&A 形式で説明したものである。冒頭の Q1「TPP に関心を表明した後の政府の対応は？」に対しては、「政府は、

2013 年当時、(TPP) 交渉が最終段階であったため、交渉が妥結すれば、新規参加について議論するという立場を堅持してきた」と、韓国政府の立場を簡潔に示している。

発表資料全般を通じ特徴的な点は、日本を強く意識していることである。6 つの質問のうち、Q2 が「日本に FTA で追い上げられ、主力製品の輸出競争力も低下するのではないか?」、Q3 が「日本の農産物（市場）に関する交渉の結果は?」と、2 つの質問が日本との関係に特化して設定されている。一方、日本以外の 11 カ国については、6 つの質問の中で言及がない。

ついで、業種別にみた影響については、Q4「TPP に参加した場合、参加しなかった場合の業種別影響は?」に対する表形式の回答が提示されている（表 4）。その特徴として 2 点が指摘できよう。第 1 に、前述のように日本を強く意識しており、韓米 FTA による「先占効果」（「先占」は韓国語の漢字表記で、「先取り」を意味する。韓米 FTA 発効によって韓国が他国に先行して享受しているメリットをいう）が日本製品に対してどれだけ続くか、韓国が TPP に参加した場合に対日輸入がどれだけ増えるか、という問題意識が多くの業種で共通している。第 2 に、韓国企業の国際化の進展度合いにより、影響が異なっていることである。海外現地生産化が進展しているエレクトロニクス産業では TPP の効果・影響は軽微（無税品目が多いことも関係している）、ベトナムでの生産拠点構築が進んでいる繊維の場合、韓国が TPP に参加しなくても TPP 発効は韓国企業に有利、とみている。

最後に、Q6「TPP 妥結に伴う今後の政府のメガ FTA 政策の方向は?」との問いを設定し、その中で、TPP について「国益を極大化する次元で慎重に対応すべき」と、原則的な立場を表明している。

表 4 TPP 参加・不参加時の各産業への効果・影響

	TPP妥結に伴う影響 (韓国のTPP参加前)	韓国のTPP加入時の効果・影響
自動車	- 韓米FTAにより2016年から米国の輸入関税(2.5%)が完全に撤廃 - TPPで米国の日本車輸入関税は長期(25年間)での撤廃で合意したもよう - よって、すでに韓米FTAで米国市場の先占効果を享受しており、TPP発効後も関税撤廃メリットが持続	- ベトナム、マレーシア、メキシコなどの現行関税(20～80%水準)撤廃時に国内企業の輸出が拡大へ - 韓国の関税(8%)撤廃時に、輸入車市場で日本車の増加可能性
自動車部品	- 韓米FTAにより2012年からすでに米国の関税撤廃メリットを享受 - 日本はTPP発効時、部品の80%が関税即時撤廃のメリットを享受する見込み - よって、すでに韓米FTAで米国市場の先占効果を享受しており、TPP発効後も関税撤廃メリットが持続	- ベトナム、マレーシア、メキシコなどの現行関税(15～30%水準)撤廃時に国内企業の輸出が拡大へ - 韓国の関税(8%)撤廃時に、日本産自動車部品の増加可能性
繊維	- 既存FTA市場で先占効果を享受 - TPP累積原産地活用は限定的 - 繊維企業はベトナムなどTPP参加国に活発に進出	- TPPによるメリットが最も大きい業種の見込み - 国内で原材料を供給し、ベトナムなど現地完成品生産を通じ、日米などに輸出拡大が可能 - TPP累積原産地の活用で、域内輸出競争力が高まる見通し
電子・半導体・ディスプレイ・鉄鋼など	- ITAなど、大部分の製品が無税で、TPP妥結の影響は軽微 - 白物家電などは有税であるが、締結済みのFTAによる関税引下げ効果があり、先占効果が持続 - 国内家電産業はすでにグローバル現地化戦略で海外進出し、世界最高の競争力を保有	- 電子産業は、ベトナム、マレーシア、メキシコなど、一部プレミアム家電製品の輸出拡大が期待 - 鉄鋼業は、メキシコ、マレーシア、ベトナムなどへの輸出拡大が期待

資料:産業通商資源部(2015年10月7日発表)

ついで、朴大統領が10月14～17日(現地時間)に訪米し、講演や財界との会議でTPP参加に前向きな発言をしたことがメディアで報じられている。青瓦台(大統領府)もプレスリリース(2015年10月18日付け)で「米国はTPPに対する韓国の関心を歓迎することを再確認します」「韓米両国はTPPと具体的な関心事項に関する建設的な協議をしました」と述べており、それを裏付けている。

2016年に入ると、韓国政府は1月に「2016年 対外経済政策推進方向」を発表した。その中で、「メガFTA対応」という項目を設け、「FTA締結トップランナー国として利点を活用し、TPP、RCEP、日中韓FTAの議論に積極的に参加し、通商上の優位性を維持する」と述べている。さらに、それを細分化し、TPPについては「TPPの批准動向、韓国国内の影響分析の結果、交渉参加12カ国との予備協議の結果などを基にして、年内に『TPPロー

ドマップ』を作成する」とし、2016 年内に政府としての対応策を表明することを明記している。なお、その他のメガ FTA である RCEP と日中韓 FTA については、「実質的な利益均衡を達成し、(中略) 高い水準の自由化を目標に互恵的な交渉を推進」と述べている。

さらに、2016 年 2 月 1 日に産業通商資源部長官の諮問機関である「通商交渉民間諮問委員会」が開催された。同日付の同部の発表では、TPP の評価、韓国への影響などについては次のように述べられている。

- ・ TPP 協定文についての分析の結果、TPP は市場アクセス分野、ルール分野とも、韓米 FTA とおおむね類似していると評価される。
- ・ 市場アクセス分野では TPP 参加国は高い水準の包括的自由化を達成したが、韓国が締結済みの関税撤廃の進展で、韓国企業の輸出市場での先占効果は相当期間続くものと見通される。
- ・ ルール分野では国営企業・電子商取引など、一部の「韓米 FTA プラス」要素は WTO の議論の動向など、グローバル・トレンドが反映されたもので、制度改善などを通じ積極的な対応が必要と分析される。
- ・ 特に、専門家は TPP 非参加国も TPP 参加国との貿易・投資時には TPP のルールの影響を受け、今後、TPP 参加国の拡大時にその影響はさらに大きくなるものと見ている。

なお、FTA 政策全般については、「TPP、RCEP、日中韓 FTA など、地域経済統合の動きに積極的に対応し、韓国・中米、韓国エクアドルなど新規 FTA 交渉を問題なく進め、新しい機会を生み出し続けていく」としている。その上で、TPP に特に言及し、「TPP ルールが今後、グローバル・スタンダードとして位置づけられる可能性に備え、国内の関連制度の革新などを通じ、先制して対応し、年内に『TPP ロードマップ』を作成する計画を含め、国益を極大化する方向で TPP 加入を積極的に検討していく」ことを表明し、年内に政府の計画を確定することを改めて表明している。

2. 韓国の TPP 参加問題に関する韓国国内の見方

(1) TPP 大筋合意以降のメディアなどの見解

TPP 参加問題について、韓国メディアはどのように見ているのであろうか。

韓国メディアは TPP 大筋合意に高い関心を示し、主要経済紙⁸ 各紙が一斉に社説で取り上げた。経済紙発行部数第 1 位の「毎日経済新聞」(2015 年 10 月 6 日、電子版)は、「TPP 妥結、多国間経済ブロック化の大勢を積極的に追うべき」とタイトルを付け、「我々は TPP12

カ国のうち、日本とメキシコを除いた 10 カ国と FTA を締結しており、交渉参加を急ぐ必要はないとの立場だったが、一步、出遅れた立場になった」「TPP であれ、RCEP であれ、経済的実利のためならためらわずに大勢の流れを追うべき」と論じ、TPP 交渉参加への遅れを危惧した。第 2 位の「韓国経済新聞」（同日、電子版）の社説は辛辣であった。「韓国が抜けた TPP が船出、親中路線の高い対価を払うことも」とタイトルを付け、「TPP 参加の機会を逃したのは誤った経済外交と実務陣の判断ミスが重なった結果」「通商外交のこのような混乱は朴槿恵大統領の親中路線のためか、あるいは、政権初期に断行した通商外交体制の改編が失敗した結果か」と論じた。第 4 位の「ソウル経済新聞」（同年 10 月 5 日、電子版）の社説は上位 2 紙に比べ中立的であった。「TPP 妥結、世界の通商地図が変わる」とタイトルを付け、「TPP が最終妥結し、政府内には参加不可避論が拡散しているもようだ」「問題は参加する戦略だ。（中略）2007 年の韓米 FTA 事態を超える悪夢になるかもしれない。

（中略）政府がソロモンの知恵を発揮し、この難局を機会に変えることを期待する」とし、韓国の TPP 参加は流れであろうが交渉では工夫が必要、と主張した。他方、第 5 位の「ヘラルド経済新聞」（同年 10 月 6 日、電子版）は「TPP 参加から外れたのが遺憾だが、急ぐ理由はない」とタイトルを付け、「最終協定文をじっくり調べた後、実利を問い参加の是非を決定するという通商当局の立場は合理的である。国際情勢の変化など、政治的要因まで十分に勘案し、国益に合う方向で最終結論を出すことを願う」とし、政府の姿勢を評価した。

TPP 大筋合意後の 2015 年 11 月に筆者は韓国の複数の FTA 専門家に見解を聞いた。多くは韓国も TPP に参加すべきとの見解であったが、温度差もあり、結論を急ぐことなく、TPP 参加のメリット・デメリットを十分に検討してから参加の是非を判断すべきとの見解も聞かれた。韓国は TPP 交渉参加 12 カ国のうち、日本とメキシコを除く 10 カ国との間で FTA が発効済みで、TPP 参加によるメリットが必ずしも大きくない可能性もあり、また、後述するように TPP 参加によるデメリットも危惧されるためである。

さらに、TPP によりアジア・大洋州地域のメガ FTA の構図が大きく変わるとの指摘があった。つまり、TPP には締結交渉に参加した 12 カ国のほかに、韓国、フィリピン、タイ、インドネシアも次々に参加に意欲を見せている。こうした結果、アジア・大洋州地域は TPP に収斂し、TPP よりレベルがはるかに低くなるものと予想される RCEP はその存在意義が薄れることもありうる、という見方である。TPP は韓国が参加するかどうかという問題と共に、韓国のメガ FTA 戦略全体に大きな影響を与えるようである。

(2) TPP 不参加時・参加時の懸念材料

今後、TPP が発効し、韓国が TPP に参加しなければ、韓国企業はどのような不利益を受けるのだろうか。TPP 交渉参加 12 カ国のうち、韓国企業が米国など TPP 参加国市場で最も競合するのが日本企業である。そのため、TPP が発効すれば、韓国企業はライバルの日本企業に対して、2012 年 3 月発効の韓米 FTA による米国輸入関税撤廃のアドバンテージを失うことになる。特に、自動車部品業界などでそれが懸念されている。同様に、マレーシアやベトナムなど、韓国が FTA を締結しているものの、韓国との FTA 以上に TPP により市場開放する国では、韓国製品が日本製品に対してハンディキャップを負いかねない。また、TPP 協定では原産地規則が「完全累積制度」⁴ となるため、韓国が環太平洋地域のサプライチェーンから除外されてしまう恐れが生じる。さらに、TPP では域内原産地規則が統一されるのに対して、韓国の既存の 2 国間 FTA では原産地規則がバラバラなため、韓国企業の実地情報の管理負担が相対的に重くなる。

一方、TPP が発効し、韓国がこれに参加する場合には、①TPP 参加は日本と高いレベルの FTA を締結することを意味するため、日本製品が韓国市場に流入する恐れがある、②TPP のレベルが米韓 FTA と同水準であるとしても、両者は完全に一致しているわけではなく、米韓 FTA に規定されていない条件を新たに要求される恐れがある、といった点が懸念されている。②については、関税譲許を巡っては、例えば、韓国はコメについて米韓 FTA を含む全ての FTA で「譲許除外」としているが、TPP 参加でコメが無傷である保障はないとの見方もある。それ以外の分野では、例えば、TPP では第 17 章に「国有企業および指定独占企業」が設けられているが、それにより、韓国電力公社、韓国石油公社などの政府系企業が影響を受ける可能性が問題提起されている。

現在のところ韓国が TPP 交渉に参加する流れにあるが、実際に韓国が TPP に参加するにせよ、参加を見送るにせよ、以上のような課題を克服しなければならず、慎重な舵取りが必要になる。

<参考文献>

- ・ 百本和弘「最近の韓国の対中経済関係と韓中 FTA」『世界経済評論』復刊第 1 号・通巻 682 号、2016 年 1 月（国際貿易投資研究所刊）
- ・ 百本和弘「特別レポート 転換期の韓中経済関係」『ジェトロ・センサー』第 784 号、2016 年 3 月（ジェトロ刊）

-
- ¹ 9つの課題に「統一時代への準備」が加えられ、「9+1」とされている。
- ² 産業通商資源部は TPP 協定が署名された 2016 年 2 月 4 日に同日付け「ソウル経済新聞」社説に対する「報道説明資料」を発表した。その中で、「TPP 協定妥結以降、KIEP など関連機関は今年上半期まで追加研究を進行中で、最終的な研究結果は未確定」と述べ、当該発表が政府系シンクタンクによる最終的な分析結果でないことに言及している。
- ³ 主要経済紙とは便宜上、発行部数 5 万部以上（2015 年。同年 12 月 8 日に韓国 ABC 協会が発表した資料による）の「毎日経済新聞」「韓国経済新聞」「マネートゥデイ」「ソウル経済新聞」「ヘラルド経済新聞」をいう。このうち、「マネートゥデイ」を除く各紙が社説を発表している。なお、TPP 協定署名（2016 年 2 月 4 日）時には「ソウル経済新聞」以外は社説で TPP を取り上げなかった。
- ⁴ 「完全累積制度」とは、複数の締結国において、付加価値・加工工程を足し上げて原産性を判断する制度。例えば、原産地規則が「付加価値 45%」の場合、日本で基幹部品（付加価値 30%）を生産し、締結国 A で日本製基幹部品を使用して冷蔵庫を組み立て（付加価値 20%）、締結国 B に輸出すると、付加価値の合計は 45%を超える 50%となるため、原産品と認められ、TPP 特恵税率が適用される（2015 年 10 月 5 日に内閣官房 TPP 政府対策本部が発表した「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要」に基づき記述）。